

院内がん登録の予後支援調査事業への参加について

1. 研究の対象

2016年1月よりがん登録等の推進に関する法律施行に伴い全国がん登録が開始され、都道府県への申請により生存状況情報（いわゆる予後調査）を入手することが制度化されます。しかし、対象は2016年以降に診断された症例であり、それ以前については各施設が住民票照会を実施しなければなりません。そこで国立がん研究センター（以下、同センター）が自主事業として予後調査支援事業を実施することから、当院はこれに参加することしました。今年度は2009年診断症例（10年生存）および2014年診断症例（5年生存）を対象としており、当院は2014年診断症例に参加します。

2. 研究目的・方法

院内がん登録とは病院のがん診療を把握するために来院された全ての患者さまのがんについて、診断や治療、予後などに関する情報を収集し、登録・分析するためのものです。全国の院内がん登録情報により、受診までの経過の違いやがんの部位や種類、実施された治療、生存率などを比較し、医療の質の向上に役立てる目的としています。具体的には、①参加施設内の情報では生存状況が不明な登録症例の個人識別情報（氏名・性別・生年月日・最新の住所）を国立がん研究センターへ提供し、②同センターが市町村に対して住民票照会（住民票の写しの交付）を依頼して生存／死亡／不明の別を調査し、③その結果が自院分のみ報告されます。その後、各施設は自院の院内がん登録システムへ登録し、自院内で生存率の解析等を行います。また、任意で国立がん研究センターが実施する予後情報付き集計に参加する場合があります。そこで収集されたデータは、都道府県がん診療連携拠点病院協議会院内がん登録部会により検討された公表基準や集計対象に基づいて、同センターのホームページ等で公表されます。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

本調査では院内がん登録情報を用います（患者ID、患者氏名、性別、生年月日、最新住所、生存最終確認日）。

4. 外部への試料・情報の提供・公表

予後調査支援事業の適切な事業展開を図るため、国立がん研究センターと当院の間で「予後調査支援事業に関する覚書」を交わし、提供データについて予後情報の取得以外の目的で提供情報を利用しないこと。個人情報保護法の趣旨に則り、厳重適切に保管管理し、利用完了時には復元可能な形において完全に廃棄消去すること等、取り決めています。

外部への成果の公表は、学会・論文発表あるいは公開の報告書といった形で行われ、学術・がん対策、医療の質の向上等に利用されます。報告に際しては、常に集団を記述する数値データのみの報告とし、個人が特定される可能性のある個別データの報告・公表は一切行なわず、かつ特定の個人が発表成果から同定できないように十分に配慮されます。

5. 事業主体

国立がん研究センター がん対策情報センター がん登録センター 院内がん登録室

6. 問い合わせ先

この事業のため、2014年に当院でがんと診断された患者さんの氏名や住所などの個人情報を暗号化したかたちで当院から同センターへ提出します。ご自身の個人情報が提供されることについて、同意されない場合は、その旨をお申し出下さい。お申し出のない場合は、同意いただいたものとさせていただきます。不同意の場合でも患者さんに不利益が生じることは一切ありません。また、申し出た後に撤回、変更することは可能です。

個人情報の取扱いについては、広島市個人情報保護条例に基づき、厳重な注意を払っております。また、得られた情報に関しても、適切に管理保管を致しております。

連絡先

広島市立安佐市民病院 医療情報・広報管理センター企画管理係 岡村

731-0293 広島市安佐北区可部南2丁目1-1 (082) 815-5211 内線 2263/2259